**非常災害対策計画に必要項目を追加する場合【洪水】**

**○避難の確保を図るための施設の整備の項目を追加**

**＜追加例＞**

（洪水に備えての準備品）

第○条　第○条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用又は持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

**避難確保資機材一覧**

|  |
| --- |
| **備　蓄　品** |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | 名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット |
| 施設内の一時避難 | 水（１人あたり　　ℓ）、食料（１人あたり　　食分）、寝具、防寒具 |
| 衛生用品 | おむつ、おしりふき、タオル、ウェットティッシュ、マスク、ゴミ袋 |
| 医薬品 | 常備薬、消毒液、包帯、絆創膏、体温計 |
| その他 | ブルーシート、発電機、蓄電池、延長コード、ポリバケツ |

|  |
| --- |
| 浸水を防ぐための対策 |
| ・土のう　・止水板・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

○**洪水時に係る教育・訓練の項目を追加**

**＜追加例＞**

（洪水対策に係る教育及び訓練）

第○条　施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

　（１）毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

　（２）毎年５月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

　（３）年間の教育及び訓練計画を毎年４月に作成する。